

(趣旨)

第1条

この条例は、市政の重要事項(以下「重要事項」という。)について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるため、市民による直接投票(以下「市民投票」という。)の手續について必要な事項を定めるものとする。

(市民投票の請求及び決定)

第2条

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条に規定する選挙人名簿の登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者は、重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により市民投票の実施を請求することができる。

前項に規定する署名に関する手續等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された重要事項について、市長に対して書面により市民投票の実施を請求することができる。

市長は、重要事項について、自ら市民投票の実施を決定することができる。

市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)若しくは第3項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら市民投票の実施を決定したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、多治見市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。

市長は、市民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、市民投票の実施を拒否することができない。

(市民投票の形式)

第3条

前条に規定する市民請求、議会請求及び市長の決定(以下「市民請求等」という。)による市民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は決定されたものでなければならない。ただし、事案の内容が二者択一によりがたいものについては、複数の選択肢から一つを選択する形式によることができるものとする。

(市民投票の執行)

第4条

市民投票は、市長が執行するものとする。

市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(市民投票の期日)

第5条

市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第2条第5項の規定による通知の日から起算して30日を経過した日以降90日を超えない期間内において、市長が定める日とする。

市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会にこれを通知しなければならない。

前項の通知を受けた選挙管理委員会は、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(趣旨)

第1条

この条例は、市政の重要事項(以下「重要事項」という。)について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるため、市民による直接投票(以下「市民投票」という。)の手續について必要な事項を定めるものとする。

(市民投票に付することができる重要事項)

第2条

市民投票に付することができる市政運営上の重要事項は、市が行う事務のうち、市及び市民全体に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、市民に直接その意思を問う必要があると認められるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

(1) 市の権限に属さない事項

(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

(3) 専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項

(4) 市の組織、人事及び財務に関する事項

(5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(市民投票の請求及び決定)

第3条

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条に規定する選挙人名簿の登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者は、重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により市民投票の実施を請求することができる。

前項に規定する署名に関する手續等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された重要事項について、市長に対して書面により市民投票の実施を請求することができる。

市長は、重要事項について、自ら市民投票の実施を決定することができる。

市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)若しくは第3項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら市民投票の実施を決定したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、多治見市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。

市長は、市民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、市民投票の実施を拒否することができない。

(市民投票の形式)

第4条 前条に規定する市民請求、議会請求及び市長の決定(以下「市民請求等」という。)による市民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は決定されたものでなければならない。ただし、事案の内容が二者択一によりがたいものについては、複数の選択肢から一つを選択する形式によることができるものとする。

(市民投票の執行)

第5条

市民投票は、市長が執行するものとする。

市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(市民投票の期日)

第6条

市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第2条第5項の規定による通知の日から起算して30日を経過した日以降90日を超えない期間内において、市長が定める日とする。

市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会にこれを通知しなければならない。

前項の通知を受けた選挙管理委員会は、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第6条

市民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 箇月以上多治見市の区域内に住所を有するもの
- (2) 年齢満 18 年以上の永住外国人で、引き続き 3 箇月以上多治見市の区域内に住所を有するもののうち、規則で定めるところにより、文書で選挙管理委員会に届出をしたもの

前項第 2 号及び次条第 2 項第 2 号の規定において「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

(投票資格者名簿)

第7条

選挙管理委員会は、投票資格者について、市民投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製するものとする。

投票資格者名簿への登録は、次に掲げる者について行う。

- (1) 多治見市の区域内に住所を有する年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る多治見市の住民票が作成された日(他の市町村から多治見市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き 3 箇月以上多治見市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 多治見市の区域内に住所を有する年齢満 18 年以上の永住外国人で、外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が多治見市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日(同法第 8 条第 1 項の申請に基づく同条第 6 項の居住地変更の登録を受けた場合は、当該申請の日)から引き続き 3 箇月以上経過している者であって、前条第 1 項第 2 号に規定する届出をしたもの

(投票資格者名簿の登録と投票)

第8条

投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

(投票の資格のない者の投票)

第9条

投票日(第 12 条に規定する期日前投票にあっては、投票の当日)に、投票の資格を有しない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第10条

市民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

市民投票を行う者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載しなければならない。

前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより点字投票又は代理投票をすることができる。

(投票所における投票)

第11条

投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票等)

第12条

投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより公職選挙法第 48 条の 2 に規定する期日前投票又は同法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する不在者投票を行うことができる。

(投票資格者)

第7条

市民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 箇月以上多治見市の区域内に住所を有するもの
- (2) 年齢満 18 年以上の永住外国人で、引き続き 3 箇月以上多治見市の区域内に住所を有するもののうち、規則で定めるところにより、文書で選挙管理委員会に届出をしたもの

前項第 2 号及び次条第 2 項第 2 号の規定において「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

(投票資格者名簿)

第8条

選挙管理委員会は、投票資格者について、市民投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製するものとする。

投票資格者名簿への登録は、次に掲げる者について行う。

- (1) 多治見市の区域内に住所を有する年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る多治見市の住民票が作成された日(他の市町村から多治見市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き 3 箇月以上多治見市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 多治見市の区域内に住所を有する年齢満 18 年以上の永住外国人で、外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が多治見市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日(同法第 8 条第 1 項の申請に基づく同条第 6 項の居住地変更の登録を受けた場合は、当該申請の日)から引き続き 3 箇月以上経過している者であって、前条第 1 項第 2 号に規定する届出をしたもの

(投票資格者名簿の登録と投票)

第9条

投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

(投票の資格のない者の投票)

第10条

投票日(第 12 条に規定する期日前投票にあっては、投票の当日)に、投票の資格を有しない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第11条

市民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

市民投票を行う者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより点字投票又は代理投票をすることができる。

(投票所における投票)

第12条

投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票等)

第13条

投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより公職選挙法第 48 条の 2 に規定する期日前投票又は同法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第 13 条

次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) の記号以外の事項を記載したもの
- (3) の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

前項の規定にかかわらず、第10条第3項に規定する点字投票による投票の無効については、規則で定める。

(投票運動)

第 14 条

市民投票に関する運動は、自由にこれを行うことができる。ただし、市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(情報の提供)

第 15 条

選挙管理委員会は、告示日から投票日の 2 日前までに、市民請求等の内容の趣旨及び第 5 条第 3 項に規定する告示の内容その他市民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

市長は、第 5 条第 3 項に規定する告示日から投票日の前日まで、市民請求等の内容を記載した文書の写し及び市民請求等の事案に係る資料その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

前2項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他市民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

(投票結果の告示等)

第 16 条

選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

市長は、市民請求に係る市民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

市長は、議会請求に係る市民投票について、第 1 項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに市議会議長に通知しなければならない。

(市民請求等の制限期間)

第 17 条

この条例による市民投票が実施された場合には、その結果が告示された日から起算して 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。

(投票及び開票)

第 18 条

前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他市民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに多治見市選挙執行規程(昭和 38 年選挙管理委員会告示第 7 号)の規定の例による。

(委任)

第 19 条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(無効投票)

第 14 条

次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) の記号以外の事項を記載したもの
- (3) の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

前項の規定にかかわらず、第10条第3項に規定する点字投票による投票の無効については、規則で定める。

(投票運動)

第 15 条

市民投票に関する運動は、自由にこれを行うことができる。ただし、市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(情報の提供)

第 16 条

選挙管理委員会は、告示日から投票日の 2 日前までに、市民請求等の内容の趣旨及び第 5 条第 3 項に規定する告示の内容その他市民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

市長は、第 5 条第 3 項に規定する告示日から投票日の前日まで、市民請求等の内容を記載した文書の写し及び市民請求等の事案に係る資料その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

前2項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他市民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

(市民投票の成立要件等)

第 17 条

市民投票は、1 の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。

(投票結果の告示等)

第 18 条

選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

市長は、市民請求に係る市民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

市長は、議会請求に係る市民投票について、第 1 項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに市議会議長に通知しなければならない。

(市民請求等の制限期間)

第 19 条

この条例による市民投票が実施された場合には、その結果が告示された日から起算して 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。

(投票及び開票)

第 20 条

前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他市民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに多治見市選挙執行規程(昭和 38 年選挙管理委員会告示第 7 号)の規定の例による。

(委任)

第 21 条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。